ルバード　ロイヤ」を「ピクテ　アンド　シー（ヨーロッパ）エス・エイ　ルクセンブルグ市　ルクセンブルグ大公国　ディ　アヴェニュー　十五　エイ　ジョン　エフ　ケネ」に改め、ディービーエス　バンク　リミテッドの項の次に次のように加える。

イスティトゥート　チェントラーレ　デレ　バンケ　ポポラーリ　イタリアーネ　エスピーエー　イタリア共和国　ミラノ市　コルソ　エウロパ　十八

○法務省告示第五百三十三号

山口県岩国市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年十二月十日

法務大臣　上川　陽子

山口県岩国市大字平田第十二百九十八番地　岡　益太郎

○法務省告示第五百三十四号

青森県つがる市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十二月十日

法務大臣　上川　陽子

青森県西津軽郡木造町大字下福原字中吉谷五十一番地　長谷川徳榮

○法務省告示第五百三十五号

千葉県南房総市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年十二月十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡岩井町市部百二十九番地二号　灰原幸太郎

○外務省告示第三百六十六号

平成二十六年十一月二十一日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十六億二千万円（一五、六二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、グワハティ下水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの了解の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月二十一日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月二十一日にニューデリーで

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅閣下